

公益社団法人恵庭市シルバー人材センター
役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に 関 す る 規 程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る こ と を 目 的 と し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第19条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支給することができる。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。
- 4 前第2項の規定について常勤役員が事務局長を兼ねる場合は、職員として給与規程を適用し、この規程を適用しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は、別表1「常勤役員の報酬」のとおりとし、非常勤役員の報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」のとおりとし、年間報酬総額340万円（理事320万円、監事20万円）の範囲内で、理事の報酬については理事長が理事会の承認を得て、監事の報酬については監事の協議により決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日はセンター事務局職員給与の支払日とする。

2 非常勤役員の報酬は、当月分を月末締め、翌月10日を支給日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員がその職務の遂行に当たって、負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の重複支給は行わない。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

1 この規程は、公益社団法人恵庭市シルバー人材センター設立の登記の日から施行する。(平成24年4月1日)

2 この規程は、平成24年5月28日から施行し、平成24年5月28日から適用する。

3 この規程は、令和7年6月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

別表 1 常勤役員の報酬

常勤理事	月額 14 万円までの範囲内
------	----------------

別表 2 非常勤役員の報酬

区 分	理事会出席等、必要の都度日額	備 考
理 事 長	7, 0 0 0 円	
理事・監事	5, 3 0 0 円	